

第2回子ども・子育て会議(9/19)以降の素案修正内容等

1. 素案の修正について

当資料のP.1～6は、第2回子ども・子育て会議(9/19)実施以降に、同会議で示された意見、市役所内での検討をもとに、「(仮称)第5次さっぽろ子ども未来プラン」素案の内容を変更した主なポイントをまとめたものです。詳細は、計画案概要版(資料2)、計画案(資料3)と併せてご確認願います。

2. 主な変更内容

(1) 第2回会議(9/19)で示された意見に基づく主な変更項目

	項目	方向性	ページ
1	第2章－1－(3)前計画の総括の内容	人材確保や定着等の課題について追記	P.1
2	第4章-基本目標1-基本施策1	いじめについて、札幌市民全員で取り組んでいく旨を記載	P.2

(2) 子どもの権利委員会(9/12)で示された意見に基づく主な変更項目

	項目	方向性	ページ
3	第2章－1－(3)前計画の総括の内容	前計画の基本目標ごとに、成果指標の実績値への評価と課題を追記	P.1
4	第4章-基本目標1～3とSDGsの関連	第4章-基本目標1～3の各施策に関連するSDGs項目を追加	P.3

(3) 市役所内での検討に基づく主な変更項目

	項目	方向性	ページ
5	第2章－2－(1)子ども・若者を取り巻く現状	若者意識調査の内容を追加し、課題と取組の方向性にも追記	P.4
6	第3章－5－(1)計画全体の成果指標	新たな成果指標を設定	P.5
7	第6章に現計画の評価と課題を記載	現計画の取組評価や成果指標の達成状況に係る評価と課題を記載	P.6
8	コラムの追加	各章に関連のある内容について、コラムを追加	P.7

3. 計画に掲載する主な事業

当資料のP.8～9では、新規・拡充して盛り込む主な事業・取組を紹介します。

【項目1・3】第2章－1－(3)前計画の総括の内容

①-1 第2回会議(9/19)における意見

- ・前計画の総括について、可能であれば人材の確保と定着、育成の問題について大きな課題だと思うので記載してはどうか。

①-2 子どもの権利委員会(9/12)における意見

- ・前計画の基本目標ごとに、成果指標の実績値への評価と課題の追記について意見あり。

(参考)素案の記載

第2章 札幌市の現状 1(3)前計画の総括

- ・前計画期間においては、社会情勢が大きく変化するなか、子どもの権利を大切にする取組、安心して妊娠・出産・子育てができる環境整備、困難を抱える女性や障がいのある子どもへの支援等を実施
- ・子どもの権利を大切に思う人の割合を高めることをはじめ、ワーク・ライフ・バランスや父親の子育て参加の促進、若者への支援等、引き続き取組を進める必要がある

② 修正内容



- ・「第2章-1-(3)前計画の総括」に、基本目標ごとの成果指標の達成状況の評価と課題を記載。
- ・「第2章-1-(3)前計画の総括」と、「第2章-3-前計画及び調査結果等を踏まえた課題と取組の方向性」に、人材育成及び確保に関する内容を追加。

【修正案】

「第2章-1-(3)前計画の総括」(計画案P.19)に以下を追加

基本目標1では、「子どもの権利についての認知度」及び「子どもの権利が大切にされていると思う人の割合」について、大人の値が当初値より減少しております。…
 基本目標2では、「仕事と生活の調和がとれていると思う人の割合」が当初値よりも減少しております。…
 基本目標3では、「難しいことでも失敗を恐れないで挑戦している子どもの割合」及び「社会の一員として役割を持っていると感じる若者の割合」が当初値より減少しております。…
 基本目標4では、「障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすい街であると思う保護者の割合」が当初値に比べ増加しているものの、目標値からはいまだ大きく離れています。…
 また、子ども・若者や子育て当事者を取り巻く環境は大きく変化しており、ヤングケアラーや困難を抱える若年女性への支援など、前計画策定後、新たに顕在化した課題についても、解決に向けた取組が必要です。さらに、地域資源を活用しながら社会全体で子ども・若者、子育て当事者を支えていくためには、教育・保育、青少年育成や児童養護施設等に関わる人材確保・育成も重要です。

「第2章-3-前計画及び調査結果等を踏まえた課題と取組の方向性」に以下を追加(計画案P.50)

これまで述べてきた方向性2の内容を支えるため、教育・保育、青少年育成や児童養護施設等に関わる人材確保及び育成に取り組みます。

【項目2】いじめについて、札幌市民全員で取り組んでいく旨を記載

① 第2回会議(9/19)の意見

・いじめを早期に発見するために、学校や教育委員会だけではなく、札幌市民全員が子どもをまんなかにするという意識を持ち、市全体で考えていくことが大切である。



② 修正内容

「第4章 具体的な施策の展開-基本目標1 子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実-基本施策1 子どもの権利を大切にする社会に向けた取組」に、委員意見を踏まえ以下を追加。

【追加内容】(計画案P.64)

第4章 具体的な施策の展開

基本目標1 子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実

基本施策1 子どもの権利を大切にする社会に向けた取組

…子どもが自分らしく伸び伸びと成長していくためには、社会全体で子どもを育むことが必要であり、年齢とともに変化していく生活状況や人間関係に応じて、安心して暮らせる「地域」や「学校」などの環境づくりが不可欠です。…

【項目4】第4章—基本目標1～3とSDGsの関連

① 子どもの権利委員会(9/12)における意見

・第1章にSDGsの図が掲載されているが、各施策がSDGsのどの項目と関連があるのかが不明瞭なため、工夫が必要ではないか。



(参考)素案の記載

第1章 計画の策定

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



② 修正内容

「第4章-基本目標1～3」の各基本施策に、SDGsの関連項目を記載。

【追加内容】(計画案P.64～)

第4章 具体的な施策の展開

基本目標1 子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実

基本施策1 子どもの権利を大切にする社会に向けた取組

(中略)

<SDGs>



※他基本施策も同様

【項目5】第2章－2－(1)子ども・若者を取り巻く現状

<市役所内での検討に基づく主な変更項目>

- 第2章札幌市の現状－2札幌市の子ども・若者、及び子育て世帯の現状－(1)子ども・若者を取り巻く現状に、札幌市で生活する若者が、どういった意識や市政に対してどのような考え方を持って生活しているのかを明らかにするため、18歳から39歳の市民を対象に実施した、若者意識調査の結果を掲載。(計画案P.28～P.31)
- 第2章－3前計画及び調査結果等を踏まえた課題と取組の方向性に、若者意識調査の結果を踏まえた課題及び取組について、方向性1と方向性2に追記(計画案P.49～P.50)。

【追加内容】

「第2章-3-前計画及び調査結果等を踏まえた課題と取組の方向性」に以下を追加(計画案P49～50)

(方向性1)

- …加えて、若者も、札幌市に求める将来像として「子ども・若者の権利が守られ、すべての人が子ども・若者を大切にしているまち」を求めていことから、こどもまんなか社会に向け、子ども・若者の権利の認識を広げていくためには、世代や状況に応じた効果的な普及・啓発の取組を着実に進めが必要です。
- 多くの若者が札幌市政について伝えたい意見があると答えた一方で、伝える機会がないと答える割合が高く、子どもについても地域や札幌市政について意見を言う機会が少ない傾向が見られることから、インターネット等を活用するなど、子ども・若者が意見表明しやすい取り組みを進めるとともに、子ども・若者の意見を反映していく取組の促進が必要です。
- 多くの子ども・若者が悩みや困りごとを相談している一方、相談しようと思わない、または相談者がいない子ども・若者が一定数いることから、子ども・若者の抱える困難に周囲の大人が気づき、その思いや願いを汲み取り、十分な配慮を行うことが重要であるとともに、多様な悩みを安心して相談できる体制づくりが求められています。

(方向性2)

- 社会とのつながりや、居場所がないと答える若者が一定数いるという現状を踏まえ、若者が安心して過ごすことのできる居場所や、社会との接点を持つ機会を提供するための取組を進めます。

【項目6】第3章－5－(1)計画全体の成果指標

＜市役所内での検討に基づく主な変更項目＞

○第3章計画の推進体系－5成果指標－(1)計画全体の成果指標について、「「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合」としていたが、本計画が目指す基本理念をより分かりやすく表している「子どもが大切にされている社会だと思う人の割合」に変更し、指標をはかる対象を「大人」「子ども」と明示。

【追加内容】

「第3章-5-(1)計画全体の成果指標」に以下赤字部分を追加(計画案P58)

本計画の基本理念は、全ての子ども・若者が大切にされ、幸せな状態で生活できる社会を目指しています。これは、多くの子ども・若者が、前計画の計画全体の成果指標により目指していた「自分のことが好きだ」と思える社会や、多様な価値観を前提として、「子どもを生み育てる」ことが選択できる社会といった概念を含むことから、新たに以下の指標項目を計画全体の成果指標とします。目標値は、こども大綱の目標値※1を参考に設定します。

指標項目		現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
子どもが大切にされている社会だと思う人の割合	子ども※2		
	大人	—	70.0%

※1 類似指標である、こども大綱の「『こどもまんなか社会』の実現に向けた数値目標」の一つ「『こどもまんなか社会の実現に向かっている』と思う人の割合」の目標値70.0%。

※2 子どもの調査対象の年齢は、10歳～18歳とする。これ以降の指標についても、同様とする。

【項目7】第6章 ひとり親家庭等自立促進計画(第4次)の総括

<市役所内での検討に基づく主な変更項目>

前計画の基本目標ごとの成果指標の達成状況と主な取組及び総括を記載

【追加内容】

第6章 ひとり親家庭等自立促進計画

2 前計画の実施状況(計画案P.135~139参照)

- (1)計画全体の成果指標の達成状況
- (2)各基本目標の主な取組結果
- (3)前計画の総括

前計画期間では、令和3年度から「ひとり親家庭等養育費確保支援事業」や「札幌市ひとり親家庭支援公式LINE」など計画策定後も社会のニーズにあわせながら様々な支援に取り組んできました。

成果指標の状況では、今後の生活に不安を感じている人の割合や、子育てに悩みを持っている人の割合など、調査時点での社会情勢の影響を受けやすいと思われる指標については目標が未達成であったものの就業者における正社員・職員の割合、養育費に関する取決めの状況及び支援制度の認知度については目標を達成しているなど、基本目標ごとの状況が異なっています。こうした状況を踏まえて引き続き総合的な支援を行っていく必要があります。

今後の生活(経済的・子育て等)に不安のある方の割合

	平成29年度	令和4年度	目標値
母子家庭	88.0%	89.2%	80.0%
父子家庭	84.4%	88.6%	80.0%
寡婦	66.0%	82.2%	60.0%

子どもに対して悩みを持っている方の割合

	平成29年度	令和4年度	目標値
母子家庭	80.9%	80.5%	70.0%
父子家庭	79.9%	83.0%	70.0%

【項目8】コラムの追加

<市役所内での検討に基づく主な変更項目>

【追加内容】

章	掲載ページ	コラムの項目	コラムの内容
第1章 計画の策定	P.3	札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例について	●札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例について、考え方や大切にしたい4つの権利について記載。
	P.4~5	計画策定に関連する国の動きについて	●こども基本法、こども大綱、孤独・孤立対策について記載。
第2章 札幌市の現状	P.52~53	子どもが考える未来のさっぽろ	●中高生で構成する「さっぽろティーンズ委員会」が提言する「子どもにやさしいまち」の内容を掲載。
第4章 具体的な施策の展開	P.75~76	ミニさっぽろの取組について	●子どもたちが仮想のまち「ミニさっぽろ市」の市民となり、職業体験や消費体験を行う体験型イベント「ミニさっぽろ」について、紹介する内容を掲載。

計画に掲載する主な事業

(仮称)第5次さっぽろ子ども未来プラン掲載事業の内、アクションプラン2023掲載事業で新規、または強化・拡充となった主な事業・取組は、次のとおり(なお強化・拡充分は「レベ」と記載)。このほか既存の継続事業・取組を含め、本書の第4章に掲載する。

基本目標1 子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実

基本施策1 子どもの権利を大切にする社会に向けた取組

●子どもの居場所づくり事業 <レベ>

子ども食堂に加えて、食事の提供を伴わない子どもの居場所づくり活動にも補助を拡大

●相談支援パートナー事業 <レベ>

不登校やその心配のある子どもに対し、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行うために、相談支援パートナー等を配置し、不登校の状況改善を図るとともに、未然防止や初期対応に取り組む

基本施策2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

●子どもの職業体験事業 <新規>

働く大人、社会や職業に係る様々な現場に触れるのできる企業訪問型の体験事業

●地域学校協働活動推進事業 <レベ>

地域の力を生かした多様な学びや体験機会を提供するとともに、活動を通じて地域と学校の持続可能な連携・協働の体制づくりを支援し、地域全体で子どもを育てる環境を醸成

基本施策3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

●児童相談体制強化事業 <レベ>

第3次児童相談体制強化プラン等に基づく取組を推進するとともに、困難を抱える子どもや世帯の支援のため、(仮称)第二児相の開設の検証を踏まえて新たな児相整備計画をメインとした第4次プランを策定

●ヤングケアラー支援推進事業 <レベ>

相談の専門窓口の設置、当事者の居場所としてピアサポート機能を持つ交流サロンを開催、支援機関などへのつなぎに加え、訪問支援や同行支援を行う

基本施策4 病気や障がいのある子ども・若者への支援の推進

●心のバリアフリー研修の実施 <レベ>

心のバリアフリーについて学び、実践につなげることを目的として、市民、企業などを対象に「札幌市心のバリアフリー研修」を実施

●医療的ケア児レスパイト事業 <新規>

常時医療的ケアを必要とする児童の家族が、休息を取りながら子育てを行える環境を作るための訪問看護を提供

基本施策5 子ども・若者を取り巻く脅威から守る取組

●いじめ防止対策事業 <レベ>

いじめを防止するため、子どもへのアンケート調査や相談窓口の運営により、子どもの悩みや困りを早期に把握し適切に対処するとともに、子ども理解に対する教員研修や情報モラル教育の充実を図る

●小中学生等に対する自殺予防啓発事業 <レベ>

市内学校(小・中・高)において、自殺予防に関する正しい知識の普及啓発活動を行った団体に対して、その経費の一部の補助を行う

基本施策6 子どもの貧困の解消に向けた対策

●札幌まなびのサポート事業 <レベ>

就学援助世帯及び生活保護世帯の中学生に対し、「貧困の連鎖」を防ぐために、学習習慣の定着を図り高校進学を実現するとともに、自己肯定感を持てるような居場所の提供を行うことを目的とした学習支援を実施

●子どもの暮らし支援コーディネート事業 <レベ>

子どもコーディネーターが児童会館等を巡回し、困難を抱える子どもや家庭を早期把握し、必要な支援や重層的な見守りにつなげる

計画に掲載する主な事業

(仮称)第5次さっぽろ子ども未来プラン掲載事業の内、アクションプラン2023掲載事業で新規、または強化・拡充となった主な事業・取組は、次のとおり(なお強化・拡充分は「レバ」と記載)。このほか既存の継続事業・取組を含め、本書の第4章に掲載する。

基本目標2 ライフステージの各段階における環境の充実

基本施策1 子どもの誕生前から幼児期までにおける環境の充実

●産後ママの健康サポート事業 <新規>

産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない時期の産婦に対し、健康診査の費用を助成し、必要な支援につなげる

●妊娠SOS相談事業 <レバ>

予期せぬ妊娠や困難を抱える妊婦に対し、SNS等での相談や受診等の同行支援、緊急一時的な居場所の提供、未受診となるおそれのある妊婦を対象として、初回産科受診料の助成

●こども誰でも通園制度事業 <新規>

全ての子育て家庭が就労要件に関わらず、0～2歳の未就園児を時間単位で柔軟に通園させられる事業を実施し、多様な働き方やライフスタイルに対応した支援を強化する

基本施策2 学童期・思春期における環境の充実

●冬季における子どもの運動機会増進事業 <新規>

冬季における運動機会の確保及び増進のため、子どもたちに対してスポーツや身体を動かすことの楽しさを体感できる機会を提供

●スクールソーシャルワーカー活用事業 <レバ>

児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするため、社会福祉等の専門的な知識や経験をもつ専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用

●児童精神科医療体制拡充事業 <新規>

児童が安心して入院できる環境を整備するため、札幌市内の医療機関に児童精神科専用病床を設置

基本施策3 青年期における環境の充実

●若者出会い系事業 <新規>

AIを備えた会員専用システムや相談員による伴走支援などのオンライン婚活サービスを提供する「さっぽろ結婚支援センター」の運営を通して、結婚を希望する若者等を支援

●働き方改革・人材確保支援事業 <レバ>

企業の働き方改革や人材確保・定着を支援する常設の相談窓口を設置し、企業向けのセミナーやテレワーク導入経費の補助等により誰もが活躍できる多様な職場環境づくりを支援

●ひきこもり対策推進事業 <レバ>

「ひきこもり地域支援センター」を運営するとともに、ひきこもりの本人や家族への訪問支援・居場所機能を持つ支援拠点などを設置し、本人の社会的自立に向けた支援を行う

基本目標3 子育て当事者への支援の充実

基本施策1 経済的支援の充実

●子ども医療費助成 <レバ>

高校3年生までの子さんの通院・入院にかかる医療費の一部を助成

●第2子以降の保育料無償化事業 <レバ>

認可保育所等における第2子以降の保育料について、令和6年度から世帯年収や兄弟姉妹との年齢差に関わらず無償化し、子育て世帯の経済的負担を軽減

●就労ボランティア体験事業 <レバ>

直ちに一般就労への移行が困難な生活保護を受給している方又は生活に困窮されている方に対して、就労に従事する準備としての基礎能力を形成するため、就労体験やボランティア活動の場を提供

基本施策2 地域子育て支援、家庭教育支援の推進

●(仮称)南区複合庁舎整備事業 <新規>

老朽化が進んでいる南区役所庁舎について、南保健センターや南区保育・子育て支援センター、教育支援センター真駒内などと複合化した庁舎を整備

基本施策3 共働き、共育ての推進

●放課後児童クラブにおける昼食提供事業 <レバ>

放課後児童クラブを利用する共働き世帯に対し、長期休業期間の昼食づくりの家事負担軽減を目的として、お弁当を希望者に有償で提供する事業を行う

基本施策4 ひとり親家庭への支援の充実

●ひとり親家庭等養育費確保支援事業 <レバ>

ひとり親家庭等の子どもに関する養育費の決めや保証にかかる費用の一部を補助することにより、養育費の確保を支援。さらに、不払い発生時における強制執行手続きにかかる費用の一部も補助。